

「国の研究開発評価に関する大綱的指針(案)」

平成13年~~10~~11月~~5~~5日

(目次)

はじめに	1
第1章 評価の基本的考え方	3
1. 評価の意義	3
2. 評価対象の範囲	3
3. 評価実施主体、評価者等の責務	3
4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向	4
5. 本指針のフォローアップ等	5
第2章 評価実施上の共通原則	6
1. 評価対象	6
2. 評価目的	6
3. 評価者の選任等	6
4. 評価時期	7
5. 評価方法	8
6. 評価結果の取扱い	11
7. 評価実施体制の充実	12
第3章 評価の実施(対象別の評価方法)	14
1. 研究開発施策の評価	14
2. 研究開発課題の評価	14
(1) 競争的資金による課題	15
(2) 重点的資金による課題等	16
(3) 基盤的資金による課題	17
3. 研究開発機関等の評価	17
4. 研究者等の業績の評価	18

はじめに

我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定した。本法に基づき第1期科学技術基本計画(平成8年7月閣議決定)、第2期科学技術基本計画(平成13年3月閣議決定)が策定された。第2期科学技術基本計画においては、社会、経済をめぐる課題を解決するとともに、知の創造と活用により世界に貢献する等、国の持続的発展や国際的地位にふさわしい国の姿を実現するためには、科学技術システムの改革が不可欠であるとされ、優れた成果を生み出す研究開発システムを実現するための大きな柱として、評価システムの改革が挙げられている。

このように、研究開発について適切な評価を実施することが極めて重要であるとともに、評価が研究開発活動と一体化したものと見なされ、評価が定着していくことが必要である。科学技術を振興するため、研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点をもって適切な評価を実施することで、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた研究開発成果の獲得、優れた研究者の養成を推進し、社会・経済への還元等を図るとともに、国民に対して説明責任を果たすことができる。

その際、科学技術の進展、社会経済情勢の変化に対応するだけでなく、生命倫理、環境に関する問題のように、科学技術が人間と社会に与える影響は広く深くなりつつあることから、人文・社会科学の視点にも配慮した評価が求められている。

研究開発評価については、第1期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平9年8月 内閣総理大臣決定)(以下「研究開発評価に関する大

網的指針」という)が策定され、第2期科学技術基本計画において、研究開発評価に関する大網的指針を改定することとなった。今回の改定では、評価対象として、これまでの指針において示されていた研究開発課題及び研究開発機関に加えて、研究開発施策及び研究者等の業績を加えるとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることを重要な改善点として盛り込むものとする。

また、本指針による評価は、基本的に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく政策評価と目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を可能な限り踏まえ、さらに研究開発の特性を考慮したものであり、本指針による評価の実施に当たっては、「行政機関が行う政策評価に関する法律」に基づく政策評価と整合するように取り組むものとする。また、~~本指針による評価に当たって、~~研究開発機関等の評価のうち独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)に基づく評価と整合するように取り組むものとする。(P)

国費を用いて実施される研究開発全般の評価を実施するために、本指針をガイドラインとして各府省が評価方法等を定めた指針を策定することとする。また、評価実施主体(注)は、本指針及び各府省の指針に沿って厳正に評価を実施することとし、総合科学技術会議は府省の研究開発評価の実施状況をフォローアップし、各府省へ意見を述べることとする。

(注) 評価実施主体としては、次のものが想定される。

- ・各府省等の研究開発実施・推進主体(研究開発資金を配分する特殊法人等を含む)
- ・大学(国公立を含む)及び大学共同利用機関、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関
- ・大学評価・学位授与機構、独立行政法人評価委員会等

第1章 評価の基本的考え方

1. 評価の意義

評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発及び新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。評価の意義は、以下のとおりである。

評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。

評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。

評価を厳正に行うことにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分に反映できる。

2. 評価対象の範囲

本指針が対象とする研究開発評価とは、研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。具体的には、各府省等の研究開発実施・推進主体、及び大学（国公立を含む）や大学共同利用機関（以下「大学等」という）、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関が自ら実施する研究開発が対象となる。また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、さらには国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。

3. 評価実施主体、評価者等の責務

(1) 評価実施主体、評価者の責務

評価実施主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組み（評価指針等の策定、評価委員会の設置等）を整備し、研究者の能力が十

分に発揮されるように、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。その際、各府省においては、そのような評価とその結果の活用が適正に行われるよう、所管官庁としての責務の重要性を十分に認識しなければならない。

評価者は、厳正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、優れた研究開発をさらに伸ばし、より良いものとなるように、適切な助言をする。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。

(2) 研究者の責務

研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価活動に積極的に参加する。

4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向

(1) 研究開発評価のこれまでの実施経緯

研究開発評価は、第1期科学技術基本計画に基づき、研究開発評価に関する大綱的指針が策定されたことにより、研究開発機関や研究開発課題について本格的に導入された。この間、大学に関しては、自己点検・評価が義務化され、評価が一層促進されるとともに、大学評価・学位授与機構が設立(平成12年4月)された。また、独立行政法人研究機関が設立(平成13年4月)されたが、それらの業務の実績に関する評価については、その所管官庁に設置された各々の独立行政法人評価委員会によって評価されることとなった。

先に策定された第2期科学技術基本計画では、「評価結果の資源配分・処遇への反映や評価プロセスの透明性は未だ不十分であるとされており、評価の実効性の向上が課題」とし、「評価の在り方や方法、

評価結果の公表等については、早急に改善が必要」であり、「研究開発評価に関する大綱的指針を改定する」と述べている。さらに、「評価システムの改革」が優れた成果を生み出す研究開発システムを構築するための大きな柱の一つであることを指摘している。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律86号)において、研究開発について客観的かつ厳格な評価の実施が義務付けられるようになった。

(2) 評価システム改革の方向

以上のことから、「1. 評価の意義」を実現するために、

「評価における公正さと透明性の確保」

「評価結果の資源配分への反映」

「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」

に重点を置いて、次のように評価システムを改革する。

「評価における公正さと透明性の確保」については、客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用、評価内容等の被評価者への開示、評価結果の速やかな公表等を実施する。「評価結果の資源配分への反映」については、評価結果を予算、人材等の資源配分や研究者等の処遇等に適切に反映させる。「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」については、評価業務のための体制を充実させるとともに、研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成、さらには研究開発データベースの整備や審査業務等の効率化のための電子システムの導入等を進める。

5. 本指針のフォローアップ等

今後、本指針に沿って、評価実施主体は厳正な評価を実施するが、総合科学技術会議は、評価実施主体の評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べる。

また、その結果を踏まえて、必要に応じ、本指針を見直すとともに、適宜、評価実施主体においても、その評価方法を見直す。

第2章 評価実施上の共通原則

評価実施主体は、研究開発評価を適切に実施するために、あらかじめ評価対象、評価目的、評価者の選任、評価時期、評価方法及び評価結果の取扱いをそれぞれ明確にした評価の具体的な実施方法を定めるとともに、評価実施体制の充実を図るものとする。

評価の実施に当たって、共通的に踏まえるべき原則は以下のとおりである。

1. 評価対象

評価対象を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。

研究開発の施策、課題、機関及び研究者等の業績の評価において、複数の評価実施主体が、同一の評価対象についてそれぞれ異なる目的で評価を実施する場合がある。その際、不必要な作業の重複を避けるため、互いに十分な連携を図り、体系的かつ効果的・効率的に評価が実施されるようにする。

2. 評価目的

評価結果をどのように活用するかを十分念頭に置いて、評価目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。

3. 評価者の選任等

評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価を積極的に活用する。その際、利害関係の範囲を明確に定めるなどにより、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。なお、利害関係者が加わる場合についてはその理由を示す。評価の客観性を十分に保つため、例えば年齢、所属機関、性別等について配慮し、評価者を選任するよう努める。さらに、~~当該~~研究開発を実施・推進する主体から独立して実施する第三者評価や民間等へ

の委託による評価の活用も考慮する。なお、国家安全保障上の理由等のため機密保持が必要な場合には、この限りではない。

外部評価を行う場合には、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家(注1)とする。また、大規模なプロジェクト、社会的関心の高い研究開発課題や研究開発施策、研究開発機関等の評価においては、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、外部有識者(注2)を加えることが適当である。なお、研究者等の業績については、所属する機関の長が、自ら定めるルールに従い評価を実施する。

さらに、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材等を積極的に評価者に加えることが必要である。国際的な観点からの評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価への参画を求める。評価者の選任の際は、一定の明確な在任期間を設けるものとする。

研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、評価者に評価内容等の守秘を義務付ける。

- (注1) 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。
- (注2) 評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者。

4. 評価時期

研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行うものとする。5年以上の期間を有するものや研究開発期間の定めがないものについては、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施するものとする。また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の進展が見込まれる課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施す

ることが必要である。

さらに、研究開発においては、終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め顕著な成果が確認されることもまれではない。こうした点を踏まえ、学会等における評価や実用化の状況を適時に把握し、必要に応じて、研究開発施策、研究開発課題等について追跡評価を行い、成果の波及効果や活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映する。

研究開発施策及び研究開発機関については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、評価実施主体は、3～5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。研究者等の業績の評価については、研究者等が所属する機関の長が自ら定めるルールに従い、評価を実施する。

5．評価方法

(1) 評価方法の周知

評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、被評価者に対し、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法(評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等)を明確かつ具体的に設定し周知する。

(2) 評価手法

研究開発には優れた成果を生み出していくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を実施する。その際、研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の開発を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努める。例えば、あらかじめ設定した目標の達成度、また公表された論文の被引用度や特許等の活用状況等に関する数量的指標には一定の客観性があり、評価の参考資料として活用することができる。ただし、研究者の自由な発想に基づく基礎研究等のように、定量的な評価手法の適用が困難である場合があることに留意する必要

がある。その場合であっても、可能な限り、客観的な情報・データ等を活用する。

(3) 評価の観点

評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、効率性、有効性の観点から行う。研究開発の特性に応じて、「必要性」については、科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性等)、社会的・経済的意義(実用性等)、目的の妥当性等を、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等を、また「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

評価は、対象となる研究開発の国際的水準に照らして行うが、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価の項目や基準等を適宜見直すことが必要である。加えて、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことは重要であり、研究開発活動によっては、人文・社会科学の観点も十分に盛り込まれるよう留意する。

(4) 柔軟な評価方法の設定

研究開発の評価は、その目的、内容や性格(基礎、応用、開発、試験調査(注)等)に応じて適切な評価の観点を設けるなど、柔軟に実施する必要がある。

特に、新しい知の創出が期待される基礎研究については、主に独創性、革新性、先導性等を重視する必要があるとともに、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。このため、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。

また、成果を比較的に見極めやすいと思われる研究開発活動であって

も、基礎研究、応用研究、開発研究等の各要素が混在するなど、単純な区分が困難な場合も多く、個々の研究開発の内容を見極めて、具体的な評価方法を設定する必要がある。

さらに、短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発分野や試験調査等の各種の研究開発活動の基盤整備的な役割を担うものについては、それらの成果を評価するに当たって、個々の業務の性格を踏まえた適切な評価指標を用いることに配慮する。

(注) 各種観測調査や遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導など相対的に定型的、継続的な業務。

(5) 評価に伴う過重な負担の回避

評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、例えば評価の重複を避けるよう、既に行われた評価結果を活用したり、可能な限り簡略化した評価を実施するなど、評価実施主体の判断により、評価目的や評価対象(課題等)に応じた適切な方法を採用し、効率的に行う。例えば、大規模なプロジェクトと研究開発期間が短い課題や少額の研究開発課題では評価の方法に差があるべきである。

なお、評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は変更の理由、基準、概要等を示す。

また、各研究開発機関が、あらかじめ自ら研究開発活動について自己点検を行い、適切な関係資料を整理しておくことは、外部評価を効果的・効率的に活用する上で有益である。

(6) エフォート制度の導入

特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぐため、研究代表者及び研究分担者のエフォート(注)を明らかにし、新規の研究開発課題の企画立案、競争的資金制度における新規課題の選定の際などに活用する

ことが重要である。

(注) 研究専従率。研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(%)。研究者の年間の全仕事時間を100%とする。

6. 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映

研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関~~に~~の評価においては、研究開発実施・推進主体、研究開発機関は、評価実施主体が得た評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分等に反映させるとともに、国民に対する説明責任を果たすためこれらの反映状況を公表する。また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等へ反映させる。

(2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施主体は、評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果(理由等も含む)を開示するとともに、被評価者が説明を受けることができる仕組みを整備する。また、評価の過程において、評価者と被評価者の間で意見の交換等を行う機会を作ることを考慮する。なお、研究者等の業績~~の~~評価については、所属する機関の長が定めるルールに従う。

(3) 研究開発評価等の公表等

研究開発成果や評価結果を広く公表することは、国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発成果や評価結果が社会や産業において広く活用されることに役立つ。

評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発成果、評価結果(評価意見や評価方法等)等をインターネット等を利用するなどして、分かり

やすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。なお、研究者等の業績の評価の結果については、個人情報~~の~~の秘密保持の点から慎重に取り扱う。

評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。また、研究開発課題の評価の場合、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮することが必要である。

7. 評価実施体制の充実

上記の1.～6.を担保するため、評価実施体制を充実する。

評価実施主体は、研究開発の特性に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、評価実施のための具体的な仕組みを定め、公表する。また、評価に必要な予算、人材等の資源を確保して世界的に高い水準の評価を行う体制を整備することが必要である。その際は、必要に応じて研究費の一部を評価の業務に充てることも考慮する。

(1) 研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成等

競争的資金の配分機関などにおいては、評価体制の充実のため、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置する。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、米国のプログラム・マネージャー制度のような仕組みを作り、研究経験のある人材を充てる必要がある。

また、研修、シンポジウム等を通じて評価人材の養成に努める。

評価者や評価業務に携わる人材の中から、早い段階で優れた研究開発を見だし、研究開発を発展させることのできる、いわゆる「目利き」等の人材を養成・確保を育成するよう努める。

(2) データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入

評価者の選任、評価者の評価等の評価業務の効率化、研究開発の不

必要な重複の回避、効果的・効率的な研究開発の企画・立案等を図るため、各府省は各課題ごとに研究者（エフォートを含む）、資金（制度、金額）、研究開発成果（論文・特許等）、評価者、評価結果（評価意見等）を収録したデータベースを構築・管理するとともに、総合科学技術会議は、各府省が取りまとめたデータ等を府省横断的に活用できるようなデータベースを構築・管理する。

さらに、審査業務・評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入する。

第3章 評価の実施（対象別の評価方法）

上記の共通原則に加え、評価対象に応じて、以下に掲げるとおり実施する。その際、「研究開発施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関等」及び「研究者等の業績」のそれぞれに関わる評価を有機的に連携させることが重要である。

1．研究開発施策の評価

各府省は、政策目標を達成するために策定した研究開発戦略等(注)、政策目標を具体化するための研究開発制度等が、国の政策に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているかを評価する。これらの研究開発施策の評価では、研究開発戦略等や研究開発制度等に含まれる個々の研究開発課題の評価結果を活用する。

研究開発戦略等の評価結果については、その見直しに反映させる。また、競争的資金制度を始めとする研究開発制度の評価結果については、各府省ごとに各々が所管する制度の全体を把握した上で、その目的・計画の見直し、運用の改善とともに、制度の統合・廃止・拡大・縮小等へ反映させる。

総合科学技術会議は、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、複数府省に関連する研究開発施策について、国の科学技術政策上の観点から評価する。

(注) 研究開発戦略等とは、特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策(複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む)を示す。

2．研究開発課題の評価

研究開発課題は、公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択され、実施される「競争的資金による課題」、国が定めた明確な

目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による課題」、及び研究開発機関に経常的に配分された資金により、実施される「基盤的資金による課題」に区分される。

それぞれの研究開発課題において、基礎研究、応用研究、開発研究など性格の異なる研究開発が行われており、研究開発課題の目的や内容は、広範かつ多様である。このため、その目的、内容、性格、分野等を精査し、評価の方法や観点などを適切なものにする。なお、研究開発課題での評価の観点については、「第2章 5. 評価方法 (3) 評価の観点」に記した観点のほか、以下の(1)～(3)に示す観点を加える。

研究開発課題の評価結果は、その目的・計画の見直し、拡大・縮小・継続・中止等へ反映させる。

評価にあたっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行うなどの工夫や配慮を行う。例えば、評価の対象とする研究開発成果(論文、特許等)を代表的な数点に絞る、競争的資金制度等での少額の研究開発課題では事前評価による審査を中心とし事後評価は最小限度にとどめる、評価項目を厳選する等を行う。

なお、委託先や共同研究の相手先となる民間機関で国費の支出を受けて実施される研究開発課題や、公設試験研究機関等で国費による支援を受けて実施される研究開発課題について、評価実施主体は、評価実施上の共通原則を踏まえつつも、国費の負担度合い等も勘案し、適切な方法で相応の評価を行うものとする。

(1) 競争的資金による課題

本資金による研究開発課題は、大きく「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」と特定の政策目的を実現するための「研究目的を指定された研究」に二分される。

「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」は、高い資質を有した専門家によって、それぞれの観点について国際的水準に照らしたピアレビューを行う。「研究目的を指定された研究」は、科学的・技術的な観点からの評価と社会的・経済的な観点からの評価とを明確に区分し

て実施する。

評価に当たっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見逃さないよう十分に配慮することが重要である。また、これまでに応募実績のない者、少ない者(若手研究者、産業界の研究者等)については、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究開発の機会が与えられるようにする。

グループ研究を行う場合は、参画研究者の役割分担、実施体制、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む)についても評価する。

さらに、優れた成果を期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる課題については、次の競争的資金(異なる競争的資金制度によるものを含む)に継続して採択されるなど、切れ目なく研究開発が継続できるように適切に評価を実施することが必要である。

(2) 重点的資金による課題等

本資金による研究開発課題は、その企画・立案が研究開発施策と整合し、かつその決定方法が妥当であるかを評価する。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目・基準等が変わることに留意する。特に応用研究及び開発研究等では、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。

大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む)、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価する。国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献及び国益上の意義・効果等についても評価する。また、評価の客観性・公正さをより高めるため、必要に応じて、研究開発を実施・推進する主体から独立して実施する第三者評価を活用する。

大規模プロジェクトについては、国民の理解を得るために、早い段階からその内容や計画等をインターネット等を通じて社会に公表し、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。

また、大規模プロジェクトその他の国家的に重要なプロジェクトについては、必要に応じて、総合科学技術会議が国の科学技術政策上の

観点から評価を行う。

(3) 基盤的資金による課題

研究開発機関の長の責任において、各機関の目的等に照らして、評価及び資源配分への反映のためのルールを適切に設定し、評価を実施する。その際、論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間における評価を活用したり、必要に応じて機関評価の対象に含めるなど、効率的で適切な方法により実施する。

3. 研究開発機関等の評価

機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から行う。

機関運営面では、研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、効率性の観点も踏まえつつ評価を行う。機関運営面の評価項目としては、例えば、支援体制や知的基盤の整備、人材の養成・確保や流動性の促進、産学官連携、専門研究分野を活かした社会貢献等に対する取組があるが、研究開発機関等の目標に即して評価項目を選定し、評価する。

研究開発の実施・推進面では、機関等が実施・推進した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績の評価の総体で評価を行う。

評価結果を機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。こうした研究開発機関等の運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、責任者たる機関長の評価につなげる。

また、このような研究開発における機関長の責任の重さにもかんがみ、機関長が適切に選任されるように留意する必要がある。

なお、上記の他に、研究開発機関等の性格に応じて以下のとおり実施する。

大学等については、大学設置基準等に規定する自己点検・評価を厳正に行う。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性

に留意する。大学共同利用機関については、外部専門家及び外部有識者で構成される評議員会等が行う評価を一層充実する。また、大学等が行う自己点検・評価に加えて、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進する。

独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」に基づく中期目標期間の実績(中期目標の達成度等)を独立行政法人評価委員会で評価し、評価結果を踏まえ、適切に交付金を配分するとともに、独立行政法人研究機関は、機関の運営に評価結果を反映させるよう努めるものとする。

国立試験研究機関については、各府省の施策・事業と合致しているかを評価する。さらに、特殊法人研究機関等についても、国立試験研究機関に準じた措置が講じられるようにするとともに、これらの評価結果を、国の施策・事業に的確に反映させるものとする。

国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究等)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、評価実施主体は、課題評価の際などに、これら機関における当該課題の研究開発体制に関わる運営面に關し、国費の効率的・効果的執行を確保する観点から、必要な範囲で機関評価を行う。

なお、本指針の対象外であっても研究開発に関連する部分については、各機関の性格や役割等に応じて、適切にそれを評価することが期待される。

4. 研究者等の業績の評価

機関長が機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。その際、研究者には多様な能力や適性があることに十分配慮し、研究開発、研究開発の企画・管理や評価活動、社会への貢献等関連する活動に着目し、量よりも質を評価する。その際、大学等については、研究評価によって教育面での機能低下をもたらすことのないように留意する。

また、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。